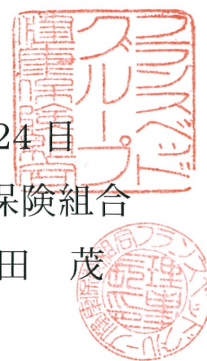


公告 第 632 号

組合規約の一部変更の公告

当組合規約の一部変更申請が別紙のとおり認可されたことにより、
変更することを組合規約第 50 条により公告する。

平成 28 年 2 月 24 日
フランスベッドグループ健康保険組合
理事長 池田 茂



—記—

フランスベッドグループ健康保険組合規約第 43 条の一部を次のとおり、
変更する。

(保険料の負担割合)

第 43 条 一般保険料額の 90.00 分の 48.00 は事業主、90.00 分の
42.00 は被保険者において負担する。

(施行日) 平成 28 年 3 月 1 日より

新旧条文対照表

新	旧
(保険料の負担割合) 第 43 条 一般保険額の <u>90.00 分 48.00</u> は事 業主、 <u>90.00 分の 42.00</u> は被保険 者において負担する。 以下、略	(保険料の負担割合) 第 43 条 一般保険額の 86.00 分の 46.00 は事 業主、86.00 分の 40.00 は被保険者 において負担する。 以下、略

以 上

関厚発0224 第 68号

健康保険組合同規約変更認可書

フランスベッドグループ 健康保険組合

平成 28 年 2 月 9 日付フランスベッドグループ 健発第
24号で申請のあった規約の一部変更を認可す
る。

平成 28 年 2 月 24 日

関東信越厚生局長

